

# 勝山市農業委員会 議 事 録

平成30年1月25日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 1月定例農業委員会

1. 開催日時 平成30年1月25日(木)午後3時から5時

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	9番	但川	よし子
	10番	辻	総一郎
	11番	北山	謙治
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(0人)

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業分)

議案第40号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について

(報告事項)

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井	茂敏
主幹	黒瀬	しのぶ
主任	中川	洋子

## 7. 会議の概要

- 事務局長 ただいまから1月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長 それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。  
(あいさつ省略)
- 事務局長 ありがとうございました。  
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より1月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。  
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、11番、12番の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。  
日程第1議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 11番 農地がありませんので問題はないと思います。
- 12番 事務局の説明があった通り問題ないと思います。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 議長 無いようですので、これより、議案第37号について採決いたします。  
議案第37号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長 無いようですので、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きます、日程第2 議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

4番 今日だした議案はいつ決裁したのか。

議長 1月15日です。

4番 22番23番24番、なぜこれだけ農業公社を使っているの？期間の取り方は、合意解約もあるが、期間満了でいつまで現在農業公社を通してやっていると思うが、片方は3月30日までの契約。期間満了の消滅は翌日ではなかったか。なぜ、この3人について農業公社で賃貸契約を結ぶのか。

事務局 期間の設定、あとから出てくるのが中間管理機構を活用した利用権の設定となるのですが、そちらが平成30年3月31日の開始となっております。公社を通しては4月1日、申し上げにくいのですが、中間管理機構の都合もあり3月31日にしたわけですが、中間管理機構が同日でもできるという事です。3人の方が、中間管理機構を使わず農業公社を使用していますが、この農地は未相続農地であり権利関係が特定できません。特定できないところはあえてはずして、公社を活用していただきました。本来は相続してから中間管理機構に移っていただくわけですが、間に合わなかったと聞いております。

4番 相続がうまくいかないからって、基盤強化促進法第18条第3項をみなさい、複数いる場合は、全員の同意書があればできる、その仕事を放り投げて、行政委員が決定するのには、期間設定も都合によりはない。もし、まえの契約が3月31日になっているのなら翌日に消滅だから。1日でもダブっている。39号はどこでつくったの？

事務局 原案としては、中間管理機構です。

4番 中間管理機構というのはどういう組織なの？龍谷のそれぞれの地権者と中間管理機構でもって賃貸借契約がありますか？勝山市が中間管理機構の場合は、法律に基づいてこういう集積の事業をする、農業公社は基盤促進法をもってする、問題は一緒。ただ団体ではないかということだけ。中間管理機構とそれぞれの人との契約はないはず。ないものをここに挙げてきて、議案書としてはいただけない。先ほどの3名は、なぜ中間管理機構が契約できない賃貸借契約を農業公社ができるのか。民法上の賃貸借の契約は、それぞれの権利者の権利を我々が侵害することはできない。市役所は情報を提供しなければならない。全員の同意があれば10年間できる。中間管理機構にある事業に基づくものは賃貸借契約できない

のなら、農業公社もできないと思う。民法に特例はないでしょ？中間管理機構は、契約当事者ではありません。当事者でない者の議案を出してくるとするのは。なぜ市役所が農用地利用集積計画に書式が2つあるのか。公告をしなないといけない、そして公告をするときに市役所はどのような手続きで公告する？

12 番 中間管理機構が当事者でない理由は？

4 番 ふくい農林支援センター公益財団法人の理事長と契約している。通称中間管理機構というのが支援センターに作っており、事業ができる。契約当事者ではない。

職務代理 中間管理機構としては、所有者がはっきりしていないから契約できないと、これは竜谷の事例だが、一般的に税金を納める通知が税務署から来る、市役所の税務課では世帯主とする、実際相続が終わっていても奥さんの名前で公社に田んぼをつくってほしいと来ていると思う。事務局がチェックしないと通過してしまう。所有権の認定がないものが（遺産相続していない者が）できないということではないのでは。主人が亡くなると田んぼがそのまま荒地になる。

4 番 行政委員が行政上の決定を行うにあたり、法令順守しなければならないし、全ての同意が必要。個人個人の利用権の設定の権利を、我々が侵害することはできない。支援センターが契約できないものは、公社もできない。  
問題をまとめると、1つはなぜこの3つが公社と契約しているのか。2つめが公告の様式が違うのはなぜか。3つめは期間。  
3月31日まで賃貸借期間があって、4月1日で消滅ですから、次の期間は4月1日からで1日でもかぶっているのなら解約しなくてはならないという事。

職務代理 事務局に聞いたときに、29年の実績として出したいから1日繰り上げた。10年以上という契約なので31日農業公社とダブっている。  
合意解約で期間がダブっている等は事務局や公社がしっかりしているものとおもっていた。中間管理機構でなく農業公社と契約した理由は分からない。合意解約は31日付のものがでてこないということは、書類上は契約期間がダブっている。中間管理機構と結ばずに農業公社とむすんだ理由は分からない。

4 番 これを見たときに、なぜ同じ人間が2つの機関と賃貸借契約を結ぶのかなど。どういう理由かという、中間管理事業でうける支援センターは相続に権利者がいっぱいいるからできませんと。支援センターの機関ができないものを、同じ組織の同じ事業をやっている公社なら基盤法の規定を許されて片方が許されないのはおかしいのではないかと。

議長 支援センターはあくまで書類上通せないので外れている。公社で契約したとなるが、結局は再設定という事で今までもこちらでお願いしていたからこれでいいだろうという感覚があったと思います。ただ、契約者が何人かおられる可能性があるという事で。

- 4 番 | それは市役所ならわかるはず。相続や所有権の問題とか。
- 13 番 | この契約が有効かどうか。4 番の話を知ると無効である。代表でないものが契約しているのだから。これに対して決裁を求められてはうんとはいえない。
- 12 番 | 相続を済んでいない者ができないと、龍谷の場合は赤いところの家は相続が済んでいない。それでも契約が済んでいるのでしょ？
- 13 番 | 相続してなくても、相続の権利のある人の了承印をもらえば可能。
- 議長 | 一応、今回は保留にしまして、氏名のところを権利者すべての名前を記載してもらって、相続人が決定できないという場合は。同意書を添付して。相続人がたくさんいますので。中間管理機構は通せませんので。
- 13 番 | 市が、公社の方に厳しく指導して問題があったら伝えてくださいと。事務局も、公社から資料もらって、それを、この資料にしているのだからそこまでチェックできるのかというのと。受付しているところが公社なら、事務局の方から細かく指導してもらわないと。事務局になぜそれがわからないのか聞いても無理な話。事務処理の流れから言ったら。だから、事務局が質問されたら公社に対してどういう風に言うかという問題で解決する方法しかないと思う。
- 議長 | 今まで管理機構がなく公社が相続の管理をしていた。公社がすべて管理できていたかといわれるとそれはわからない。
- 4 番 | 中間管理機構である支援センターの情報源は市役所です。
- 議長 | 市役所だが農業委員会ではないでしょう。
- 4 番 | 第 18 条第 3 項第 4 号を無視していたのでしょうか。
- 13 番 | ここで問題が出て事務局がおかしいのではないかと問われたら、公社の資料だから公社に対して指導なりしてチェックしてもらって、公社でもらえるような段取りでないと、いちいち事務局がチェックしていたら時間がいくらあっても足りない。
- 議長 | いずれにしても 22.23.24 がそうであるという事がわかったので、これは一応除外します。
- 議長 | これより、議案第 38 号について採決いたします。  
議案第 38 号は、先ほどの 3 件を除いて承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長 | 無いようですので、議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、一部直して承認することに決しました

議長 続きます、日程第3 議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」と日程第4 議案第40号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について」は関連がありますので、一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 以上のおおりの説明はお聞きのおおりのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

4番 同じ第18条の決定について2つの書式があることがおかしい。なぜ案件が別なのか。農用地の利用集積計画の問題は一緒。賃貸借契約したのは中間管理機構ではありません。龍谷の契約は、ふくい農林水産支援センターとしかしていません。中間管理機構は、契約の当事者とはなれない。  
例えば、山間部の田んぼで10%以上畦畔が2m以上あれば雑種地という登記になるかも知れない。それを入れておかないと使えない。事業対象農地のなかに、水路用地付属施設等について、その他農地と保全のために利用に必要な施設という事で畦畔も入れないといけなくなっている。雑種地もここに賃貸料は別として入れていかないといけない。

13番 畦畔とは畔のことでしょう。上の人は畔も入った登記面積。だが今、農協などがしている地図面積は畦畔がついたのになっているが、田んぼとしては登記上は畔も入っていないという登記はしていない。平泉寺のでっかい土手、あれは官地になっている。畔を入れる入れないという話が理解できない。

議長 畔が3mあるとして、下に水路がある。これは水路畦畔です。田んぼとの間に杭を打つ。ただし、ここに水路がない場合。それは雑種地とみなされる。久保さんが、雑種地が何も入っていないのではというので。

7番 農地として契約はしますが、雑種地があるところがあります。それは契約していません。契約していないからとかそういうのではないでしょう？一体に管理しなければいけないものです。

議長 地面としては雑種地であるが、それは便宜上管理機構の方からも契約には入れていません。ただし、これは契約していないから地主が何かしろとかそういう問題ではない。管理機構と契約していませんが、借りたものが管理するのが常識。

13番 中間管理機構とその面積で契約することになるのでしょうか？ということは、受けた者はそこまで管理しないと。

議長 それはみんな常識だと思っっている。

事務局 利用権を設定する者につきましては、公益社団法人ふくい農林水産支援センターに訂正をさせていただきます。始期の話ですが、公社と一度話をさせて頂いて合意解約の件など確認します。様式につきましては農林水産支援センターに集積するという話です。議案 38 号につきましては、集積後、受け手に配分するという様式になっておりますので、同じ様式には今のところできないかと思えます。

職務代理 議案 39 号、合意解約の後に出てくるのですが、39 号 2 番の浅井さんの田んぼの 36-4 というのは合意解約が出ています。そこは期間があると。ふくい農林水産支援センターで 10 年間契約するにおいて 3 月 31 日付今年度の実績を上げたいという事で 10 年と 1 日。他の田んぼは 3 月 31 日までの契約。すると 1 日がダブりますので、公社と連絡を取って調整する。

4 番 中間管理機構は、公的機関だからそれを便利上の取り扱いはいかなものかなと。中間管理機構というのを、ふくい農林水産支援センターに修正したものをもう一度出すのか、そうみんなに思ってもらうのかどっち？

議長 今、修正します。

職務代理 集積計画は公社で作っている。農業委員会の事務局はなにも触っていない。他の 38 号は全部相対でまとめている。公社から来たものを事務局がまとめている。しかしこれは公社そのものでやっている。事務局はなにも触っていない。

4 番 同じ集積になぜ 2 つの書式があるのか？我々農業委員会と勝山市の役割は集積の決定まで。これを受けて本件の集積については、意見を支援センターに出す。それを受けて農業委員会は、この集積に許可をいただいたので、配分計画を知事に求める。

職務代理 30 日付で合意解約とってやるという前提で話を進めようとしているわけです。

12 番 第 38 号を 21.22.23 を除くとしてなぜ第 39 号でだせない理由は？●●でもできないのか。

議長 第 38 号で出せないものを第 39 号でだせません。

事務局 相続が未相続です。相続人が確定できていませんので。今からしても間に合わないと思います。今のところ機構を活用した集積にはしていません。

議長 これより、議案第 39 号について採決いたします。設定を受ける者の欄をふくい農林水産支援センターに訂正しまして決議をしたいと思います。  
議案第 39 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
期間は直せないなので、合意解約をお願いすると公社の方に申請します。公告までは時間があるので。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用



地利用集積計画の決定については、原案を一部修正し、承認することに決しました。  
続きまして、議案第40号について説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 これについて、何かございますか。

議長 特に無いようですので、議案第40号について採決いたします。  
議案第40号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第40号農用地利用配分計画(案)については、「適当」との意見  
といたします。  
次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より  
報告をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。  
次に農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告願います。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。  
次に農地の転用事実の照会の回答について事務局より報告いたします。

事務局 (説明省略)

議長 先ほどの中間管理機構という書類を訂正して配布します。  
このことについて何かありますか。  
それではその他に入ります。  
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

事務局長 勝山市農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項という資料があると思  
います。現在、これは事務局の方の案としてご提示するもので、今後変更が加わるかもしれ  
ませんのでご了承願います。  
(説明省略)

13番 ホームページの方で生年月日があるのはいかがなものかと。

事務局長 個人情報に関しては確認します。

事務局	10月の農業委員会の時に、市内の農業法人がどれだけあるのかということをお聞かせされたと思うので。まず勝山市の農業法人は17法人あります。下の16.17は1月29日に認定審査会がございまして、農業経営改善計画を申請中の法人です。農用地利用配分計画をつけさせていただきます。今までの中間管理機構を活用しての集積、配分というものをつけさせていただきますのでご参考までに。
議長	次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は、2月23日（金）午後1時30分からの開催となります。
議長	1月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理	慎重審議ありがとうございました。